

平成29・30年度

窓口申請用

建設工事競争入札参加資格審査 追加申請（第1回～第6回）の手引き

- ※ この手引きは、平成29年3月1日付け江田島市告示第13号の内容の詳細を定めたものです。窓口申請をされる方は、この手引きをよく確認のうえ、誤り・記入漏れ等がないように十分にご注意ください。
- ※ 平成27・28年度の申請様式・申請方法・添付書類等とは一部変更がありますので、ご注意ください。
- ※ 手書きの場合は、楷書体でハッキリと記入してください。
- ※ 電子入札用のICカードをお持ちの方は、電子申請を行ってください。何らかのトラブルで電子申請できない場合に、窓口申請を行ってください。

江田島市

目 次

ページ

第1	資格審査の申請手順等	
1	資格審査	2
2	資格審査申請書等の提出先及び提出期間	2
3	申請要件	2
4	必要な経営事項審査の総合評定値通知書	5
5	入札参加資格の通知等	5
6	提出書類一覧表（資格審査申請書等）	6
7	提出方法及び注意事項等	9
8	個人情報の保護	9
第2	提出書類の記入要領	
1	共通事項	10
2	一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書〔様式第1号（その1）〕	10
3	一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書〔様式第1号（その2）〕	13
4	委任先に関する調書〔様式第2号〕	16
第3	その他	18

第1 資格審査の申請手順等

1 資格審査

江田島市及び江田島市企業局が平成29・30年度に発注する建設工事の一般競争入札又は指名競争入札（随意契約を含む。）に参加する者に必要な資格（以下、「入札参加資格」という。）の審査を受けようとする者は、所定の入札参加資格審査申請書及び添付書類（以下、「資格審査申請書等」という。）を、所定の期日までに提出しなければなりません。

2 資格審査申請書等の提出先及び提出期間

	提出期間（県内・県外業者共通・市の休日を除く）
追加第1回	平成29年5月8日（月）～平成29年5月12日（金）
追加第2回	平成29年7月3日（月）～平成29年7月7日（金）
追加第3回	平成29年10月2日（月）～平成29年10月6日（金）
追加第4回	平成30年2月5日（月）～平成30年2月9日（金）
追加第5回	平成30年5月7日（月）～平成30年5月11日（金）
追加第6回	平成30年9月3日（月）～平成30年9月7日（金）
提出先・受付場所・ 受付時間	〒737-2297 広島県江田島市大柿町大原505番地 江田島市総務部財政課（受付場所：江田島市役所3階） 〔午前 9：00～12：00〕 〔午後 1：00～5：00〕

- ※ 県内業者：主たる営業所を県内に有するものをいいます。
- ※ 県外業者：主たる営業所を県外に有するものをいいます。
- ※ 主たる営業所：建設業法第3条第1項の営業所のうち、建設業許可申請書別紙二(1)又は別紙二(2)に主たる営業所として記載したものをいいます。
- ※ 提出期間・提出先を間違えないよう、十分注意してください。
- ※ 窓口申請は、郵送（**必着**）又は内容を説明できる方が資格審査申請書等を持参してください。
- ※ 受付期間を過ぎると受け付けることはできません。期間中に必ず申請してください。また、資格審査申請書等の配達についてのお問い合わせは、ご遠慮ください。

3 申請要件

次の各号に該当する者は、入札参加資格審査を申請することはできません。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- イ 申請しようとする業種（プレストレストコンクリート工事については土木一式工事，法面処理工事についてはとび土工コンクリート工事，鋼橋上部工事については鋼構造物工事とする。以下同じ。）について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けていない者（別表参照）
- ウ 申請しようとする業種について、建設業法第27条の23第1項の規定による必要な経営事項審査（「4 必要な経営事項審査の総合評価値通知書」にある表のとおり）を受けていない者
- エ ウで定める必要な経営事項審査において、申請しようとする業種について、工事種類別年間平均完成工事高（プレストレストコンクリート工事については土木一式工事，法面処理工事についてはとび土工コンクリート工事，鋼橋上部工事については鋼構造物工事においてそれぞれ内訳表示されている工事種類別年間平均完成工事高とする。以下同じ。）がない者
- オ 資格審査の申請を行うときに江田島市税の滞納がある者
- カ 資格審査の申請を行うときに広島県税（県税及び地方法人特別税）の滞納がある者

キ 資格審査の申請を行うときに国税（消費税及び地方消費税）の滞納がある者

ク 経営事項審査の申請又は資格審査の申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実について申告しなかった者

（ただし、過去に虚偽の申請を行い、既にそれを理由とした法に基づく処分又は江田島市及び広島県の入札参加資格の取消しをされた者で、資格審査の申請日において当該処分等の日から24か月を経過している者を除く。）

ケ プレストレストコンクリート工事、法面処理工事又は鋼橋上部工事の入札参加資格の審査に係る申請にあつては、それぞれ土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事又は鋼構造物工事の入札参加資格の審査に係る申請を行っていない者

コ とび・土工・コンクリート工事の許可を受けて解体工事の入札参加資格の審査に係る申請を行う者で、平成28年6月1日時点でとび・土工・コンクリート工事の許可を受けて解体工事を営んでいない者

サ 次のaからcまでに掲げる届出の義務を履行していない者（届出の義務がない者を除く）

a 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

b 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

c 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

シ 申請しようとする業種について、申請日時点において、既に平成29・30年度の入札参加資格の認定を受けている者

ス 申請しようとする業種について、平成29・30年度に入札参加資格の取消しを受けた者又は取り下げを行った者（許可の失効等により当該業種の入札参加資格が失効した者が許可を再取得した場合は除く）。

※1 競争入札等に係る指名除外要綱により、江田島市の指名除外の期間中である方も申請を行うことはできますが、資格認定を受けた場合も指名除外の効力は継続します。

※2 会社更生法による更正手続又は民事再生法による再生手続の手続中の方も資格審査申請書等は提出できますが、資格認定をしたときに営業不振による指名除外を行う場合があります。

※ 上記ア～スの内容を十分に確認し、申請業種及び内容をよく確認した上で申請してください。

入札参加資格審査の申請に係る資格の区分について

別表

入札参加資格の区分	許可を受けていることが必要な建設工事の種類
土木一式工事	土木一式工事
プレストレストコンクリート工事	土木一式工事
建築一式工事	建築一式工事
大工工事	大工工事
左官工事	左官工事
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工・コンクリート工事
法面処理工事	とび・土工・コンクリート工事
石工事	石工事
屋根工事	屋根工事
電気工事	電気工事
管工事	管工事
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事
鋼構造物工事	鋼構造物工事
鋼橋上部工事	鋼構造物工事
鉄筋工事	鉄筋工事
舗装工事	舗装工事
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
板金工事	板金工事
ガラス工事	ガラス工事
塗装工事	塗装工事
防水工事	防水工事
内装仕上工事	内装仕上工事
機械器具設置工事	機械器具設置工事
熱絶縁工事	熱絶縁工事
電気通信工事	電気通信工事
造園工事	造園工事
さく井工事	さく井工事
建具工事	建具工事
水道施設工事	水道施設工事
消防施設工事	消防施設工事
清掃施設工事	清掃施設工事
解体工事	とび・土工・コンクリート工事※ 又は 解体工事

※とび・土工・コンクリート工事の許可で、解体工事の入札参加資格の審査に係る申請を行う場合、平成28年6月1日時点だとび・土工・コンクリート工事の許可を受けて解体工事を営んでいることが条件となります。

4 必要な経営事項審査の総合評定値通知書

今回の窓口申請で使用できる経営事項審査（以下「経審」という。）総合評定通知書は、次の条件を満たす必要があります。

なお、「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」の欄のいずれかが「無」となっている場合は、別途保険への加入が確認できる書類が必要となります。

	資格審査申請書等の提出期間	必要な経営事項審査の総合評定値通知書
追加第1回	平成29年5月8日（月）から 平成29年5月12日（金）まで	平成27年10月8日以降に審査基準日が 到来したもので最新のもの
追加第2回	平成29年7月3日（月）から 平成29年7月7日（金）まで	平成27年12月3日以降に審査基準日が 到来したもので最新のもの
追加第3回	平成29年10月2日（月）から 平成29年10月6日（金）まで	平成28年3月2日以降に審査基準日が 到来したもので最新のもの
追加第4回	平成30年2月5日（月）から 平成30年2月9日（金）まで	平成28年7月5日以降に審査基準日が 到来したもので最新のもの
追加第5回	平成30年5月7日（月）から 平成30年5月11日（金）まで	平成28年10月7日以降に審査基準日が 到来したもので最新のもの
追加第6回	平成30年9月3日（月）から 平成30年9月7日（金）まで	平成29年2月3日以降に審査基準日が 到来したもので最新のもの

※1 「審査基準日」とは、次のとおりです。（以下同じ）

- ・ 経営事項審査を申請する日の直前の事業年度終了の日
- ・ 合併時、譲渡時、分割時（「合併時等」という）経審など特殊経審の場合は合併時等

※2 「保険への加入が確認できる書類」とは、次のとおりです。

なお、申請期間内に保険への加入が確認できない場合、受付できませんのでご注意ください。

(1) 雇用保険

概算保険料又は確定保険料を納付したことを証する書面、労働保険概算・確定保険料申告書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、雇用保険被保険者証（被保険者のうち、建設業に従事する職員全員分）のいずれかの写し

(2) 健康保険及び厚生年金保険

保険料を納付したことを証する書面、被保険者資格取得確認又は標準報酬決定通知書、被保険者報酬月額算定基礎届のいずれかの写し

5 入札参加資格の通知等

(1) 入札参加資格の通知

入札参加資格を認定したときは、申請者に通知します。

(2) 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行います。

入札参加資格の取消を受けた者は、平成29年度及び平成30年度において再び入札参加資格

の申請をすることができません。また、平成31年度以降についても、その取消の日から24か月を経過する日までは、入札参加資格の申請及び入札参加資格の認定を受けることができません。

入札参加資格の取消しを受けた者は、平成29年度及び平成30年度中に江田島市が発注する建設工事において下請けをすることはできません。また、平成31年度以降についても、その取消の日から24か月を経過する日までは、江田島市が発注する建設工事において下請けをすることはできません。

(3) 入札参加資格の有効期間

この資格が認定された日から平成31年5月31日までとします。ただし、この資格は、有効期間以降においてもその年度における資格が認定される日までは有効とします。

なお、有効期間内であっても、認定された業種の建設業許可の取消し等により許可が無くなった場合は、当該業種の入札参加資格は失効します。

また、合併時等の特別な理由を除き、認定した資格（各付け）は有効期間の間変更しないものとします。

6 提出書類一覧表（資格審査申請書等）

番号	資格審査申請書等	様式番号 注1	申請者	
			県内業者	県外業者
1	一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書	様式第1号	○	○
2	委任先に関する調書	様式第2号	○ 注2	○ 注2
3	補足事項調書（申請しようとする業種について、 <u>必要事項を入力してください。（紙で提出してください。）</u> ）	補足事項調書	○	○
4	建設業法第3条第1項の規定により許可されていることを証する許可証明書の写し又は許可確認書の写し 〔申請日の3か月前までに許可を受けた場合に限り許可通知書の写しも可〕 〔更新手続中の場合は、直近に申請した受付印のある建設業許可申請書（建設業法施行規則に定める別記様式第1号、別紙一及び別紙）の写しも可〕		○	○
5	必要な経営事項審査の総合評定値通知書の写し		○ 注3	○ 注3
6	江田島市の市税について滞納がないことを江田島市長が証した書面又はその写し		△ 注4 注9	△ 注4 注9
7	広島県の県税について滞納がないことを県税事務所長が証した書面又はその写し 「■ 入札参加資格審査申請書等に使用する納税証明の交付請求をするとき」 http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/zei/1176862855636.html 納税証明書交付申請書（滞納なし用）により取得してください。		△ 注5 注9	△ 注5 注9
8	国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号その3、その3の2、その3の3のいずれかによる納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）又はその写し http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/nofu-shomei/shomei/01.htm を参照してください。		△ 注6 注9	△ 注6 注9
9	委任状（代表取締役等から支店長などに対する委任事項を証した書面（写し不可））	様式第3号	△ 注7	△ 注7
10	建設業労働災害防止協会加入証明書の写し		△ 注8 注9	△ 注8 注9
11	エコアクション21の認証・登録を示す認証・登録証の写し 〔広島県内の建設業法上の営業所等が、認証・登録している者のみ提出。〕 〔経営事項審査の総合評定値通知書の「IS014001の登録の有無」の欄に「有」と記載がある場合は、エコアクション21又はIS014005に係る評価は行いませんので、提出不要。〕		△ 注8	△ 注8

12	ISO14005 準拠の制度における合格判定に係る合格証の写し 〔広島県内の建設業法上の営業所等が、認証取得している者のみ提出。〕 〔経営事項審査の総合評定値通知書の「ISO14001の登録の有無」の欄に「有」と記載がある場合は、エコアクション21又はISO14005に係る評価は行いませんので、提出不要。〕		△ 注8	△ 注8
13	一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度における県内の営業所に所属する技術者の前年度及び前々年度の学習単位数について、一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会又は広島県土木施工管理技士会が証する書面の写し 〔学習単位を取得した技術者を広島県内の営業所等に有している者のみ提出。〕		△ 注8	△ 注8
14	建築CPD運営会議の建築CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度における県内の営業所に所属する建築士又は建築設備士の前年度及び前々年度の認定時間数について、建築CPD運営会議が証する書面の写し 〔学習時間を認定された技術者を広島県内の営業所等に有している者のみ提出。〕		△ 注8	△ 注8
15	建築CPD実績証明書内訳書	様式第4号	△ 注8	△ 注8
16	造園CPD協議会の継続的専門能力開発学習制度における県内の営業所に所属する技術者の前年度及び前々年度の学習単位数について、一般社団法人広島県造園建設業協会が証する書面の写し 〔学習単位を取得した技術者を広島県内の営業所等に有している者のみ提出。〕		△ 注8	△ 注8
17	障害者雇用義務のある者：障害者雇用状況報告書（障害者雇用率2.0%以上であること）の写し 雇用義務のない者：障害者の雇用状況を確認できる書類（障害者手帳等）の写し		△ 注8 注10	
18	広島県公共土木施設災害支援制度における広島県公共土木施設災害支援団体認定証又は広島県公共土木施設災害支援制度に係る支援団体登録証明書の写し（登録分野が「情報収集活動」のものに限る）		△ 注8	△ 注8
19	消防団協力事業所表示制度認定証明書の写し 〔県内業者のみが対象。（県外業者が県内の営業所で認定を受けていても対象外。） 〔別添の「消防団協力事業所表示制度認定証明依頼書兼証明書」により、認定した各市町担当課が発行した証明書を提出してください。〕		△ 注8 注9	△ 注8 注9
20	協力雇用主登録証明書の写し 〔県内業者のみが対象。（県外業者が県内の営業所で認定を受けていても対象外。） 〔別添の「協力雇用主登録証明書交付申請書兼証明書」により、広島保護観察所（TEL082-221-4496）が発行した証明書を提出してください。〕 〔証明書発行の申請方法は、郵送のみです。（窓口での申請不可）交付申請書に必ず返信用封筒（宛先記入・82円切手貼付）を同封し、次の宛先まで郵送により申請してください。〕 〒730-0012 広島市中区上八町堀 2-31 広島法務総合庁舎内 広島保護観察所 民間活動支援専門官室 宛		△ 注8 注9	△ 注8 注9
21	誓約書	様式第5号	○	○
22	使用印鑑届（写し不可）	様式第6号	△ 注11	△ 注11
23	印鑑証明書又はその写し		○ 注9 注12	○ 注9 注12
24	商業・法人登記簿謄本、登記事項証明書（代表者事項証明書を含む）の写し又は身分証明書の写し		○ 注9 注13	○ 注9 注13
25	工事経歴書（建設業法施行規則様式第2号）		○ 注14	○ 注14
26	はがき（受付票の交付を希望する者は、官製はがき及び私製はがきに52円切手（平成29年6月1日からは62円切手）を貼ったもの又は封筒に82円切手を貼ったもの）		△ 注15	△ 注15

27	封筒（入札参加資格認定通知書の発送用で、長形3号に82円切手を貼り、必ず送付先を記入してください。）			
28	フラットファイル（A4版）		○ 注16	○ 注16

（○印は、提出が必須なものを示し、△印は該当する場合に提出が必要なものを示す。）

（注重点）

- 注1 様式の定められているものは、所定の様式で提出してください。
- 注2 江田島市との契約締結権限を有する最寄りの営業所を一つだけ記入してください。
主たる営業所（＝本店）以外に営業所がない場合は、「01」から「13」までを空白で提出してください。
- 注3 詳細については、「4 必要な経営事項審査の総合評価値通知書」を参照してください。
- 注4 江田島市内に営業所等がないなどのため、江田島市に税金を納める必要のない場合には必要ありません。
- 注5 広島県内に営業所等がないなどのため、広島県に税金を納める必要のない場合には必要ありません。
- 注6 消費税及び地方消費税の納税証明書について
- (1) 国税通則法施行規則別紙第9号様式（その3 未納の税額がないこと用）による納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの。）又はその写しを添付してください。（その3の2又はその3の3でも可）
 - (2) 県内業者及び県外業者とも添付してください。
 - (3) 消費税及び地方消費税の免税事業者であっても、「納税証明書その3」は発行されます。
 - (4) 納税証明書は、納税地を管轄する税務署で発行され、原則即時交付されます。（他の税務署では発行されません。）
 - (5) 納税証明書は、証明手数料として交付請求時に400円（オンラインで交付請求の場合370円）が必要です。
 - (6) 納税証明書についての問い合わせは、最寄りの税務署にしてください。
 - (7) 納税証明書の交付請求手続きについては次のアドレスを参照ください。
国税庁 <http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/nofu-shomei/shomei/01.htm>
- 注7 委任先がない場合は提出不要です。
- 注8 「10」～「20」については、加入、認証取得、報告等をしている者のみ提出してください。
- 注9 「6」から「8」まで、「10」、「23」及び「24」の提出書類については、資格審査申請書等を提出する日の3か月前の日以降に発行されたものを提出してください。
- 注10 「17 障害者の雇用状況」について

県内業者のみが対象です。（県外業者が県内の営業所で障害者を雇用していても、対象外です。）

雇用義務の有無を確認のうえ、下表の要件を満たす場合のみ入力し、提出書類を提出してください。

雇用義務の有無	要件	提出書類（県に提出）
・ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項の規定により、第2条第1項に規定する 障害者 （以下「障害者」という。）を 雇用する義務のある者	・ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）第9条に規定する 障害者雇用率（2.0%）を達成した者	・ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第8条の規定により公共職業安定所長へ報告した 障害者雇用状況報告書（事業主控） の写し
・ 障害者を雇用する義務のない者	・ 障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用している者	・ 障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用していることを確認できる書類（①②両方必要、ともに写しで可） ①本人の 身体障害者手帳又は療育手帳等 ②本人の 健康保険証等

- 注11 実印に代えて、入札・見積・契約の締結並びに代金の請求及び受領のために**使用する印鑑**を提出したい者のみ、提出してください。
- 注12 会社・法人にあっては、会社・法人登記を管轄する法務局で発行されたもの、又は個人にあっては、住所地の市区町村が発行したものを提出してください。

注13 登記事項証明書については、商業・法人登記情報交換システムにより、最寄りの法務局から他の登記所管轄の会社・法人のものを取得することもできます。なお、コンピュータで管理されていない登記簿の謄本・抄本については、会社等の本店又は支店の所在地を管轄する法務局 (http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kankatsu_index.html) でのみ取得することができます。

身分証明書とは、禁治産・準禁治産宣告の通知、後見登記の通知、破産宣告・破産手続開始決定の通知を受けていないことを証明したもので、申請者の本籍地を管轄する各市区町村役場戸籍係等において、発行しています。

注14 直近の経営事項審査を申請した際に添付したもので、申請しようとする業種についてのものを提出してください。

注15 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書等の受付の証明を希望する者は、必ず送付先を記入したはがき又は封筒を提出してください。

注16 提出書類については、「6 提出書類一覧表（資格審査申請書等）の順番（「3」、「26」及び「27」は除く。）に綴じ、表紙及び背表紙には「商号又は名称」を記入してください。なお、色の指定はありませんが、とじ具が金属製のものについては、不可とします。

7 提出方法及び注意事項等

(1) 提出部数

資格審査申請書等 1 部（県内業者及び県外業者とも）

(2) 提出方法

郵送（**必着**）又は内容を説明できる人が受付場所に持参してください。

(3) 注意事項

ア 経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実について申告を行わなかった場合には、競争入札参加資格を認定しないことがあり、また、認定を受けた後でそれらの事実が判明した場合は、認定を取り消すことがあるので十分注意してください。

イ 受付後に申請内容を確認するため、連絡することがありますので、提出した資格審査申請書等の控えを 1 部作成し、様式第 1 号（その 2）[B] に記入する申請事務担当者が保管してください。

ウ 提出書類の中で、写し等を提出する場合には、複写機による鮮明なもので、A4 版に調製したものを提出してください。

エ 行政書士の方に申請を依頼される際、行政書士の方が当方の質問に答えられない場合が見受けられます。申請を依頼される場合には、申請者が申請内容等の質問に答えられるよう十分に配慮してください。

（受付中に電話での確認等を行いますと、多くの方に迷惑がかかります。御協力ください。）

オ 入札参加資格申請に関する申請書類はお返ししません。申請時には十分注意してください。

8 個人情報の保護

提出された個人情報は、入札参加資格の審査の目的に利用し、その他の目的では利用しません。

第2 提出書類の記入要領

1 共通事項

- (1) 申請年月日については、提出年月日を記入してください。
- (2) 提出書類は、建設業法上の主たる営業所（本店・本社）で作成して提出してください。
したがって、申請者は本店（本社）の代表者となります。印鑑は代表者の実印を「印」の箇所へ押印してください。なお、申請者欄については、ゴム印等を使用しても構いません。
また、登記簿上の本店と主たる営業所が異なる場合は、両方を併記してください。
- (3) 提出書類の作成に当たっては、各様式に定めのあるものを除いて、申請日を基準日として作成してください。
- (4) 申請書類の記入については、ペン・ボールペンで行っていただくほか、シートに内容を入力後、プリントアウトした紙での申請も可能です。
なお、FD等による申請はできませんので、A4版用紙に出力してから提出してください。
- (5) 各様式の中の「許可番号」欄については、許可番号を右詰めで記入してください。
- (6) 「※」の欄には、何も記入しないでください。

2 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書〔様式第1号（その1）〕

(1) 「01 法人番号」の欄

法人の場合、国税庁から「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、指定された法人番号を記入してください。

個人の場合（法人番号の指定対象になっていない方）は空白としてください。

(2) 「02 現在の建設業の許可番号」の欄

ア 申請日現在、許可を受けている最新の建設業の許可番号、許可年月日を記入してください。

イ カラムの中は、右詰めで、余白を0で埋めて記入してください。

(例) 広島県知事許可「第9999号」の方の許可年月日が平成28年9月30日の場合、
〈大臣・知事コード〉欄には「

3	4
---	---

」と、〈許可番号〉欄には「

0	9	9	9	9	9
---	---	---	---	---	---

」と、
〈（許可年月日）平成〉欄には「

2	8	年	0	9	月	3	0	日
---	---	---	---	---	---	---	---	---

」と記入してください。

大臣・都道府県知事コード

国土交通省	00	群馬県	10	長野県	20	和歌山県	30	福岡県	40
北海道	01	埼玉県	11	岐阜県	21	鳥取県	31	佐賀県	41
青森県	02	千葉県	12	静岡県	22	島根県	32	長崎県	42
岩手県	03	東京都	13	愛知県	23	岡山県	33	熊本県	43
宮城県	04	神奈川県	14	三重県	24	広島県	34	大分県	44
秋田県	05	新潟県	15	滋賀県	25	山口県	35	宮崎県	45
山形県	06	富山県	16	京都府	26	徳島県	36	鹿児島県	46
福島県	07	石川県	17	大阪府	27	香川県	37	沖縄県	47
茨城県	08	福井県	18	兵庫県	28	愛媛県	38		
栃木県	09	山梨県	19	奈良県	29	高知県	39		

(3) 「03 (旧) 建設業の許可番号」の欄 (許可番号に変更がない方は記入しないでください。)

ア 平成23年11月1日以降、次の事由により、許可番号を変更した方は、変更前の旧許可番号を記入してください。

(ア) 許可換え新規：有効な許可を受けている許可行政庁以外の許可行政庁に対し、新たに許可を申請し、許可番号が変更した場合

(例) 大臣許可 ⇒ 知事許可, 知事許可 ⇒ 大臣許可

(イ) 更新切れなどにより、建設業の許可番号が変更した場合

(ウ) 平成23年11月1日以降、複数回許可番号が変更した場合

「03」の枠内には直前の許可番号を記入し、枠外右にその他の許可番号を新しい順に朱書きで記入し、その旨申し出てください。

(例) 広島県知事許可第44444号 → 国土交通大臣許可第55555号 → 現在広島県知事許可第99999号の場合

〈大臣・知事コード〉	0	0	〈旧許可番号〉	0	5	5	5	5	5	3	4	0	4	4	4	4
------------	---	---	---------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

イ 平成23年11月1日以降、合併、事業譲渡、又は分割により、広島県の入札参加資格の承継認定又は再認定を受けた者で、合併により消滅した会社、事業の譲渡者又は分割元の会社（以下、「消滅会社等」という。）が平成23年11月1日以降に広島県の入札参加資格を有していた場合に限り、消滅会社等の許可番号を記入し、枠外右に朱書きで「承継」又は「再認定」と記入してください。

(例) 広島県知事許可第55555号（合併により消滅） → 広島県知事許可第99999号（承継を受けた）の場合

〈大臣・知事コード〉	3	4	〈旧許可番号〉	0	5	5	5	5	5	承継
------------	---	---	---------	---	---	---	---	---	---	----

複数の会社による合併等の場合で、複数の会社が条件を満たす場合には、2つ目以降の許可番号は枠外に朱書きで記入してください。

具体的な記入方法は「ア」を参考にしてください。

※ 現に許可番号の変更があつて、「03」欄に記載のない者は、過去の工事成績点等が認定から漏れる恐れがありますので、変更があつた場合には必ず記載してください。

※ 「承継」「再認定」の場合を除き、法人としての継続性がない場合には記載しないでください。

(4) 「04 経営事項審査申請書記載の許可番号」の欄

ア 提出する経営事項審査の総合評定値通知書等に記載されている許可番号と、「02」で記載した許可番号が異なる場合にのみ記入してください。(申請と経営事項審査の許可番号とが一致している場合は記入しないでください。)

イ 記入要領は、(1)イを参照

※ 「04」に記載する場合には必ず「03」にも記載することとなります。

(5) 「05 主たる営業所の郵便番号」の欄

建設業法上の主たる営業所の郵便番号を左詰めで記入してください。

(6) 「06 主たる営業所の電話番号」及び「07 FAX番号」の欄

建設業法上の主たる営業所の電話番号及びFAX番号を、市外局番から左詰めで記入し、市外局番と市内局番等は「- (ハイフン)」で結んでください。

(7) 「08 Eメールアドレス」の欄

ア 建設業法上の主たる営業所のメールアドレスを左詰めで記入してください。

イ 業務上の連絡に対応できるアドレスを記入してください。

ウ 「大文字」、「小文字」、「- (ハイフン)」、「_ (アンダーバー)」、「. (ドット)」等は、明確に記入してください。

エ 必ず「主たる営業所」のアドレスを記入してください。「主たる営業所」においてEメールアドレスがない場合は記入不要です。

(営業所が連絡先になる場合は、「様式第2号 委任先に関する調書」に記入してください。)

(8) 「09 Eメールアドレス区分」の欄

「08」で記入したEメールアドレスの用途の別を記入してください。

(9) 「10 県内営業所の有無」の欄

県内に建設業法上の従たる営業所がある場合のみ「1」を記入し、県内に営業所がない場合は、記入する必要はありません。

(10) 「11 提出する経営事項審査申請書の審査基準日」の欄

提出する経営事項審査の総合評定値通知書等に記載されている審査基準日を右詰めで記入してください。

(例) 平成28年3月31日の場合 →

平成	2	8	年	0	3	月	3	1	日
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(11) 「12 入札参加資格の審査を希望する業種」の欄

入札参加資格の審査を希望する業種について、許可を受けている建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を略号で示されている該当する欄に記入してください。

【業種の略号一覧】

土木工事業 (土)	タイル・れんが・ブロック工事業 (タ)	機械器具設置工事業 (機)
プレストレストコンクリート (プ)	鋼構造物工事業 (鋼)	熱絶縁工事業 (絶)
建築工事業 (建)	鋼橋上部 (橋)	電気通信工事業 (通)
大工工事業 (大)	鉄筋工事業 (筋)	造園工事業 (園)
左官工事業 (左)	ほ装工事業 (ほ)	さく井工事業 (井)
とび・土工工事業 (と)	しゅんせつ工事業 (し)	建具工事業 (具)
法面処理 (法)	板金工事業 (板)	水道施設工事業 (水)
石工事業 (石)	ガラス工事業 (ガ)	消防施設工事業 (消)
屋根工事業 (屋)	塗装工事業 (塗)	清掃施設工事業 (清)
電気工事業 (電)	防水工事業 (防)	解体工事 (解)
管工事業 (管)	内装仕上工事業 (内)	

※ プレストレストコンクリート工事については土木一式工事、法面処理工事についてはとび・土工・コンクリート工事、鋼橋上部工事については鋼構造物工事における一般建設業又は特定建設業の区分を記入してください。

※ とび・土工・コンクリート工事の許可で解体工事の申請を行う場合は、とび・土工・コンクリート工事における一般建設業又は特定建設業の区分を記入してください。

(12) 「13 建設業労働災害防止協会加入の有無」の欄 (添付書類あり)

加入している場合は「1」を記入し、加入していない場合は、記入する必要はありません。

(13) 「14 測量及び建設コンサルタント業務等の入札参加資格審査申請書提出の有無」の欄

提出がある場合は「1」を記入し、提出がない場合は、記入する必要はありません。

3 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書〔様式第1号（その2）〕

(1) 「15 エコアクション21の認証又はISO14005の取得有無」の欄（添付書類あり）

次のア又はイに該当する場合のみ「1」を記載してください。ただし、経営事項審査の総合評定値通知書の「ISO14001の登録の有無」の欄に「有」と記載がある場合は、エコアクション21またはISO14005に係る評価は行いませんので、空白としてください。

ア 入札参加資格審査申請時において、広島県内の建設業法上の営業所等が一般財団法人持続性推進機構から、エコアクション21ガイドラインに基づく認証・登録を受けている場合で、次の条件を満たしていることを認証・登録証で確認できる場合。

- ① 建設業と関係する場所（例：営業所、建設資材の工場等）において認証を受けていること
- ② 建設業と関係する範囲の認証（例：総合建設業、工事積算、施設的设计・施工、メンテナンスなど）を受けていること

イ 入札参加資格審査申請時において、広島県内の建設業法上の営業所等がISO14005を認証取得している場合で、次の条件を満たしていることを登録証又は付属書で確認できる場合。

- ① 建設業と関係する場所（例：営業所、建設資材の工場等）において認証を受けていること
- ② 建設業と関係する範囲の認証（例：総合建設業、工事積算、施設的设计・施工、メンテナンスなど）を受けていること

(2) 「16 エコアクション21の認証又はISO14005の取得年月日」の欄

ア 「15」で記入した資格の取得年月日を記入してください。

（例）「平成27年3月6日」の場合 →

4	2	7	年	0	3	月	0	6	日
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(3) 「17 土木施工CPDS学習単位数」の欄（添付書類あり）

一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会が実施の「継続的専門能力啓発学習制度（土木施工管理 CPDS）」における県内の営業所に所属する技術者の前年度及び前々年度の学習単位数を記載してください。（例：前年及び前々年度…平成29年5月に申請する場合、平成27年4月1日～平成28年3月31日及び平成28年4月1日～平成29年3月31日）

※ 「一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会」又は「広島県土木施工管理技士会」の発行する証明書において、入札参加資格審査申請時点の広島県内の営業所等に所属する有資格技術者の前年度及び前々年度の総学習単位数を確認できる場合にのみ、その単位数を記載してください。県外の営業所等に所属する者については、記載しないでください。

（証明書等に関するお問合せ先）

広島県土木施工管理技士会（電話：082-223-4311）

(4) 「18 建築CPD認定時間数」の欄（添付書類あり）

建築CPD運営会議の「建築士又は、建築設備士の建築CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度」における県内の営業所に所属する技術者の前年度及び前々年度の認定時間数を、1級建築士、2級建築士、木造建築士、建築設備士、1級建築施工管理技士及び2級建築施工管理技士（建築・躯体・仕上げ）の欄にそれぞれ記載してください。（例：前年及び前々年度…平成29年5月に申請する場合、平成27年4月1日～平成28年3月31日及び平成28年4月1日～平成29年3月31日）

※ 「建築CPD運営会議」の発行する証明書において、入札参加資格審査申請時点の広島県内の建設業法上の営業所等に所属する有資格技術者の前年度及び前々年度の総認定時間数を確認できる場合にのみ、その時間数を記載してください。県外の営業所等に所属する者については、記載しないでください。

（証明書等に関するお問合せ先）

（公財）建築技術教育普及センター（建築CPD運営会議事務局電話：03-6261-3310）

(5) 「19 造園CPD認定時間数」の欄(添付書類あり)

造園CPD協議会の「継続的専門能力開発学習制度(造園CPD)」における県内の営業所に所属する技術者の前年度及び前々年度の総学習単位数を記載してください。(例:前年及び前々年度…平成29年5月に申請する場合,平成27年4月1日～平成28年3月31日及び平成28年4月1日～平成29年3月31日)

※ 「一般社団法人広島県造園建設業協会」の発行する証明書において、入札参加資格審査申請時点の広島県内の建設業法上の営業所等に所属する有資格技術者の前年度及び前々年度の総単位数を確認できる場合にのみ、その単位数を記載してください。県外の営業所等に所属する者については、記載しないでください。

(証明書等に関するお問合わせ先)

(一社)広島県造園建設業協会(電話:082-272-0770)

(6) 「20 障害者雇用の状況」の欄(添付書類あり)

広島県内に主たる営業所がある者で、以下の条件を満たしている場合のみ「1」を記載してください。(県外に主たる営業所がある場合は記入できません。)

雇用義務の有無を確認の上、下表の要件を満たす場合のみ記入し、添付書類を提出してください。

雇用義務の有無	要件	提出書類(県に提出)
・障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第1項の規定により、第2条第1項に規定する障害者(以下「障害者」という。)を雇用する義務のある者	・障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和35年政令第292号)第9条に規定する障害者雇用率(2.0%)を達成した者	・障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和51年労働省令第38号)第8条の規定により公共職業安定所長へ報告した障害者雇用状況報告書(事業主控)の写し
・障害者を雇用する義務のない者	・障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用している者	・障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用していることを確認できる書類(①②両方必要、ともに写しで可) ①本人の身体障害者手帳又は療育手帳等 ②本人の健康保険証等

(7) 「21 地域防災活動への貢献」の欄(添付書類あり) ※平成29・30年度申請から添付書類が必要になりましたので、ご注意ください。

広島県公共土木施設災害支援制度の支援団体の認定(情報収集活動を行う者に限る。)を受けている場合のみ「1」を記載してください。(それ以外の場合には記載しないでください。)

(認定等に関するお問合せ先)

広島県土木建築局技術企画課(電話:082-513-3853)

(8) 「22 社会資本維持管理活動への貢献」の欄(添付書類なし)

広島県アダプトシステムにおけるアダプト活動団体としての認定(マイロード・ラブリバーの認定)を受けている場合のみ「1」を記載してください。(それ以外の場合には記載しないでください。)

(認定等に関するお問合せ先)

広島県土木建築局道路河川管理課(電話:082-513-3903)

(9) 「23 次世代育成支援への貢献」の欄(添付書類なし)

広島県仕事と家庭の両立支援企業として登録されている場合のみ「1」を記載してください。

(それ以外の場合には記載しないでください。)

(登録等に関するお問合せ先)

広島県商工労働局 働き方改革推進・働く女性応援課(電話:082-513-3419)

(10) 「24 消防団協力事業所の認定」の欄(添付書類あり)

広島県内に主たる営業所がある者で、県内市町の消防団協力事業所表示制度に基づき、消防団協力事業所に認定されている場合のみ「1」を記載してください。(それ以外の場合には記載しないでください。)

い。) **(県外に主たる営業所がある場合は記載できません。)**

別添の「消防団協力事業所表示制度認定証明依頼書兼証明書」により、認定した各市町担当課が発行した証明書を提出してください。認定等に関する問い合わせは、各市町へお願いします。

(11) 「25 協力雇用主の登録」の欄 (添付書類あり)

広島県内に主たる営業所がある者で、犯罪や非行をした人を雇用し、立ち直りを助ける協力雇用主として広島保護観察所に登録されている場合のみ「1」を記載してください。(それ以外の場合には記載しないでください。) **(県外に主たる営業所がある場合は記載できません。)**

※証明書発行の申請方法は、郵送のみです。(窓口での申請不可) 交付申請書に**必ず**返信用封筒(宛先記入・82円切手貼付)を同封し、次の宛先まで郵送により申請してください。

〒730-0012 広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎内

広島保護観察所 民間活動支援専門官室 宛

(登録等に関するお問い合わせ先) 広島保護観察所 (電話: 082-221-4496)

(12) 「◎ 商号又は名称等の変更事項」

※ 経営事項審査申請書(経営状況分析申請書を含む。)提出後に、商号・名称、住所等に変更があった場合に、変更後の内容を記入してください。

※ 26~32までは、変更がない事項は記入しないでください。

※ 法人成引継ぎありの場合は、必ず「26」、「27」及び「28」に記入してください。

ア 「26 法人・個人の区分」の欄

(ア) 変更後の組織が法人の場合には、「1」を記入し、変更後の組織が個人の場合には、「2」を記入してください。

(イ) 個人から個人への引き継ぎを行った場合、又は、有限会社と株式会社の相互間、合名会社と合資会社の相互間の組織変更など、建設業の変更届で処理される組織変更については、記入する必要はありません。

イ 「27 商号又は名称(フリガナ)」の欄

(ア) 商号又は名称の変更があった場合に、変更後の商号又は名称のフリガナをカタカナで記入し、濁点(「」)及び半濁音(「゜」)については、1文字としないでください。

(イ) 株式会社など法人の種類を表す文字については、フリガナは不要です。

ウ 「28 商号又は名称(漢字等)」の欄

(ア) 商号又は名称の変更があった場合に、変更後の商号又は名称が、漢字で表記される場合は漢字で記入し、カタカナで表記される場合はカタカナで記入し、ひらがなで表記される場合はひらがなで記入してください。

(イ) カタカナ及びひらがなの場合、濁点及び半濁点は1文字としないでください。

(例)

た	"
---	---

 → 誤り

だ

 → 正

(ウ) 法人の種類を表す文字についても、次の略号を用いて「商号又は名称」の前又は後に記入してください。(それぞれの四角は記入欄のますを表す。)

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	合同会社	有限責任事業組合
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(合)	(責)
種類	一般財団法人	一般社団法人	公益財団法人	公益社団法人	特例財団法人	特例社団法人			
略号	(一財)	(一社)	(公財)	(公社)	(特財)	(特社)			

(例) 株式会社 =

--

 (

株

)

エ 「29 代表者氏名（漢字等）」の欄

代表者の氏名を姓と名との間は、1ます開けて記入してください。
(役職は記入しないで下さい。)

オ 「30 郵便番号」の欄

主たる営業所の郵便番号を、左詰めで記入してください。

カ 「31 主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄

地方公共団体情報システム機構「地方公共団体コード住所」により、該当する市区町村コードを記入してください。(6桁で表示されますので、必ず左から5桁分のみを記入してください。)

地方公共団体情報システム機構：<https://www.j-lis.go.jp/index.html>

キ 「32 主たる営業所の所在地（漢字等）」の欄

「31」により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区番号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については、「-（ハイフン）」を用いて記入してください。また、ビル名等は下欄に記入してください。

(例1) 広島県広島市中区基町10番52号「広島県庁ビル6階」の場合

基	町	1	0	-	5	2													
広	島	県	庁	ビ	ル	6	階												

(例2) 広島県福山市東桜町3番5号の場合

東	桜	町	3	-	5														
---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(例3) 広島県山県郡安芸太田町大字戸河内784番地1の場合

大	字	戸	河	内	7	8	4	-	1										
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※ 都道府県名・市町村名等は記入しないでください。

(13) 「☆ 申請事務担当者」の欄

※ 当該申請書の作成等、申請事務を実際に担当した者の所属部署名、担当者氏名、連絡先の電話番号及びFAX番号を記入してください。

※ なお、行政書士等代理人の方が作成等された場合は、欄外の余白に作成者の氏名及び連絡先の電話番号を記入してください。

4 委任先に関する調書〔様式第2号〕（県内・県外全業者必須）

申請日現在で存在する、江田島市と建設業法に基づくその他の常時建設工事の請負契約を締結する権限を有する主たる営業所(=本店)以外の営業所(=支店)のうち少なくとも1つ以上の業種について許可を有する最寄りの営業所(1か所)を記載してください。

本店を記載しないでください。

本店以外に営業所がない場合も許可番号を記入し、「01」から「13」までを空白で提出してください。

(1) 「01 営業所名称（フリガナ）」及び「02 営業所名称（漢字等）」の欄

ア 会社名は記入せず、「～支店」「～営業所」のみ記入してください。

イ 「01 営業所名称（フリガナ）」の記入について

名称のフリガナをカタカナで記入し、濁点(゜)及び半濁音(゜)については、1文字とし
ないでください。

ウ 「02 営業所名称（漢字等）」の記入について

名称が、漢字で表記される場合は漢字で記入し、カタカナで表記される場合はカタカナで記入し、ひらがなで表記される場合はひらがなで記入してください。

カタカナ及びひらがなの場合、濁点及び半濁点は1文字としないでください。

(例)

た	"
---	---

 → 誤り

だ

 → 正

(2) 「03 営業所の受任者の職名（漢字等）」及び「04 営業所の受任者の氏名（漢字等）」の欄「01」で記入した営業所の受任者の職名及び氏名をそれぞれ漢字で記入してください。

(3) 「05 郵便番号」の欄

「01」で記入した営業所の郵便番号を左詰めで記入してください。

(4) 「06 営業所の所在地市町村コード」の記入について

地方公共団体情報システム機構「地方公共団体コード住所」により、該当する市区町村コードを記入してください。（6桁で表示されますので、必ず左から5桁分のみを記入してください。）

地方公共団体情報システム機構：<https://www.j-lis.go.jp/index.html>

(5) 「07 営業所の所在地」の欄

「06」により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区番号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については、「-（ハイフン）」を用いて記入してください。また、ビル名等は下欄に記入してください。

記入例については、3(12)キ(16ページ)を参考にしてください。

(6) 「08 電話番号」及び「09 FAX番号」の欄

当該営業所の電話番号及びFAX番号を、市外局番から左詰めで、市内局番と市外局番等は「-（ハイフン）」で結んで記入してください。

(7) 「10 Eメールアドレス」の欄

当該営業所のメールアドレスを左詰めで記入してください。

記入例については、2(7)(11ページ)を参考にしてください。

(8) 「11 Eメールアドレス区分」の欄

「10」で記入したEメールアドレスの用途の別を記入してください。

(9) 「12 営業所が許可を受けている業種」の欄

様式第1号の「12 入札参加資格の審査を希望する業種」の欄で記入した業種のうち、当該営業所で許可を受けている業種を、一般建設業の場合は「1」を記入し、特定建設業の場合は「2」を記入してください。

※ 許可は有していても、資格を希望しない業種については、記入しないで下さい。

(10) 「13 エコアクション21の認証又はISO14005の取得有無」の欄

記入した営業所単位でエコアクション21又はISO14005の認証登録を受けている場合は、「1」を記入してください。該当しない場合は空白としてください。（県外の営業所には記入しないでください。）

ただし、経営事項審査の総合評定値通知書の「ISO14001の登録の有無」の欄に「有」と記載がある場合は、エコアクション21又はISO14005に係る評価は行いませんので、空白としてください。

(11) 「江田島市税及び広島県税の納税義務について」の欄

江田島市内又は広島県内に営業所等がないなどの理由で、江田島市税又は広島県税の納税義務がない場合は、欄内に『江田島市税又は広島県税については、納税義務がありません。』と記入して提出してください。

第3 その他

申請日時点において、平成29・30年度の入札参加資格の認定を受けている者で、業種の追加申請を行う者については、入札参加資格者名簿にかかる事項に変更がある場合に、申請前に変更手続をとる必要があります。

詳しくは、江田島市のホームページの入札・契約情報

(<http://www.city.etajima.hiroshima.jp/cms/categories/show/14>) を参照してください。